

大学発ベンチャーに対するライセンス等の対価の優遇措置に関するガイドライン

平成31年3月1日 実施

1. 趣旨

2020年には、「世界最高水準のイノベーション・ベンチャー創出力を誇る大学・研究機関」を実現することを目標に、国を挙げてベンチャー・エコシステムの構築に取り組んでいる。本学においても、本学が保有する知的財産を活用する大学発ベンチャー事業シーズ育成支援プログラム（以下、「ギャップファンド」という。）により、試作品の製作等、事業化の検証に必要な資金を研究者に提供するとともに、ベンチャーキャピタル等の専門家による評価・アドバイスを行うことで、いわゆる大学発ベンチャーⁱの起業を推進し、また当該大学発ベンチャーに優先的に知的財産をライセンスⁱⁱすることとしている。

一方で、大学発ベンチャーが新規事業を創出して企業として成長していくには、起業後の大学発ベンチャーによる技術商業化を後押しするエコシステムの一層の充実が必要である。

このガイドラインは、起業後の大学発ベンチャーが大学の保有する知的財産を活用するにあたり、本学におけるベンチャー・エコシステムの一環として、本学がライセンス等の対価の支払いについての優遇措置を適用する際の指針を定めるものである。

2. 本ガイドラインの対象となる大学発ベンチャー

本学の教職員ⁱⁱⁱ（又は学生）が出資又は役員や技術顧問として参画し、本学が保有する知的財産を活用する大学発ベンチャーのうち、外部資金^{iv}又はギャップファンドによる事業化検証^vにより所期の成果を得た知的財産を活用する大学発ベンチャーを対象に、以下の優遇措置を講じる。

3. ライセンス等の対価の優遇措置に関するガイドライン

起業当初の大学発ベンチャーは、ベンチャーキャピタル等から速やかに資金を調達するとともに、調達した資金により事業検証・商品開発を推進することが最優先のミッションとなる。大学発ベンチャーの成長を促すには、上記ミッションを踏まえて、大学が保有する知的財産を大学発ベンチャーにライセンス等する際に、当該大学発ベンチャーに対してその対価を多額の現金で求めず、また、資金回収を急がないことが、ベンチャー・エコシステムとして必要である。

(1) ライセンス等の対価としての株式等を取得

本ガイドラインの対象となる大学発ベンチャーから、ライセンス等の対価として株式等による支払いの申し出を受けた場合、原則として上記申し出を受け入れる。

(2) 試行的実施許諾（以下、単に「オプション」という。）契約

通常のオプション契約に対して50%の対価とする。これにより、起業当初における大学発ベンチャーの支出を軽減するとともに速やかな契約締結に努める。

原則として1年間は、オプション契約の対象となる知的財産について限定条件を定めない独占を認める。

オプション契約期間中の出願等費用の負担は、大学発ベンチャーの支払い能力に応じて契約により定める。

(3) 実施許諾（ライセンス）契約

契約一時金からオプション契約で支払った額を控除する等の措置を施す一方、「ライセンス契約期間中に見込まれるランニングロイヤリティ」 \geq 「契約一時金」となるよう留意し、起業当初における大学発ベンチャーの支出を軽減するとともに大学として実施料等収入の最大化を図る。

ライセンス契約期間は、5年から10年程度を目安とし、当該期間中、ライセンス契約の対象となる知的財産について限定条件を定めない独占を認める。

ライセンス契約期間中の出願等費用の負担は、大学発ベンチャーの支払い能力に応じて契約により定める。

(4) 知的財産の譲渡

本ガイドラインの対象企業であって本学がエクイティ保有している大学発ベンチャーに対しては、当該企業の経営状態やM&Aに向けての戦略を踏まえて、当該企業の経済的価値を高めるために、知的財産の譲渡にも積極的に応じる。

4. 優遇措置を講じる期間

この優遇措置は、起業後5～6年目までの大学発ベンチャーに対して実施する。ただし、当該大学発ベンチャーの経営状況を十分に勘案して、協議により期間を延長することができる。

5. 留意事項

(1) ライセンス等の対価として株式等を取得する場合、本学が保有する株式等のシェアが、上場時点における議決権ベースで10%以内となるよう留意する。また、本学が保有する株式等は、新株予約権か無議決権株式とすることが望ましい。

(2) この優遇措置は、創業当初の大学発ベンチャーに対してライセンス等のための初期投資を抑制して事業検証・商品開発を優先させることで、大学発ベンチャーの成長を促すことにある。よって、この優遇措置の適用にあたっては、本学が本来得られるはずの利益を棄損することがないように留意する。

(3) 本ガイドラインは、今後の大学発ベンチャーに対するその他の支援の状況によって、随時変更することがある。

-
- i 本学では、「大学発ベンチャー」の公式の認定は行っていない。
 - ii 「九州大学特許等ライセンスポリシー」2.(3)を参照。
 - iii 起業の時点で本学の教職員であって、起業後に本学を退職した場合や他大学に異動した場合を含む。学生が起業後に卒業した場合も同様とする。ただし、起業時点で参画していた本学の教職員（又は学生）が当該大学発ベンチャーを離職した場合は、当該大学発ベンチャーを優遇措置の対象から除外する。
 - iv 外部資金とは、国プロ、JST、NEDO 及び AMED 等による受託研究の資金、科研費、自治体又は民間企業等からの助成金を想定しており、校費のみの研究を想定していない。
 - v 事業化検証とは、試作品の製作や実証実験の実施等を想定している。事業化検証の成果については、必要に応じて学外専門家の意見を聴取しつつ判断する。